

資料3

湖 社 総 第 53 号
令和7年(2025年)12月19日

学区統括委員(まち協会長) 様
事務取扱委員(区長) 様

社会福祉法人湖南市社会福祉協議会
会長 谷口繁弥
(公印省略)

令和8年度からの社会福祉協議会会費額ならびに会費使途(助成金)の変更について

平素より本会社会福祉活動並びに運営にご支援ご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて昨今の急激な物価上昇により、市民の皆様の生活には大変厳しい状況が続いております。このような状況を踏まえ、各地域まちづくり協議会より推薦いただいた方々と各種団体長ならびに本会役員による財源検討部会と本会理事会にて慎重に協議してまいりました結果、下記のとおり会費額の改定(減額)を行うこととする結論に至りました。

また、自治会(地域福祉活動助成金)や地域まちづくり協議会(絆づくり交付金)に対して社会福祉協議会会費を財源に助成や交付していましたが、令和8年度より新たな助成金事業「地域つながり活動助成金」を創設することになりました。

今後、令和8年3月の理事会、評議員会の議決を得て事業実施を進めて参りますが、来年度各区・自治会や各地域まちづくり協議会の事業計画と予算作成されるにあたり、事前に下記のとおり変更となる部分をご案内させていただきます。

引き続き何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【変更会費額】

令和8年度社会福祉協議会普通(世帯)会費 一口800円を一口500円 へ変更する。

【変更会費使途】

各区・自治会に対して前年度社会福祉協議会の会費納入額50%を地域福祉活動助成金として助成していました。また、地域まちづくり協議会に対して絆づくり交付金(最大12万円)を交付していましたが、「地域福祉活動助成金と絆づくり交付金」を統合して新たな仮称「地域つながり活動助成金制度」を創設します。

※「地域つながり活動助成金」 概要(別紙)

問い合わせ先
湖南市社会福祉協議会 奥野・富田
TEL 72-4102
FAX 72-8898
E-MAIL konan-shakyo@rose.ocn.ne.jp

令和8年度 仮称「地域つながり活動助成金」概要（案）

【目的】

この助成金は、家庭や地域における人と人とのつながりや支え合いが弱くなっている中で、住み慣れた地域で互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目指すため、住民団体が地域の福祉課題の実情に合わせ、自主的に解決しようとするための事業に対し、社会福祉法人湖南市社会福祉協議会仮称「地域つながり活動助成金」を助成することを目的とする。

【助成対象団体】

主たる活動を湖南市内で行っている地域づくり組織(区・自治会・地域まちづくり協議会)、福祉団体、ボランティアグループ又は事業所など

【事業対象者】

子ども、障がい(児)者、高齢者、一般市民

【おもな対象事業】

- (1)地域見守り事業(見守り・配食・傾聴)
- (2)住民主体の生活支援事業(移動・買物・訪問支援・居場所)
- (3)つどい事業(高齢者・障がい児者・子ども若者のつどい)
- (4)地域福祉課題の把握・解決事業(調査・研究・分析・広報活動)
- (5)地域福祉活動備品整備事業
- (6)世代間交流・国際交流イベント助成事業
- (7)地域での人材(ボランティア)養成研修会・まちづくり(福祉)講演会の開催事業
- (8)その他審査会において必要と認めた事業

【基本助成金額】 1団体 2事業申請のみ

(1)新規立ち上げ事業 上限5万円

(2)継続事業 上限 10 万円 ※継続事業の判断は、事前協議にて行います。

※助成割合は、助成対象経費の4分の3以内となります。

※助成事業について、既に県、市など他機関から助成金や交付金を受けている場合は対象外となります。

※おもな対象事業(5)以外の(1)～(8)については、3年連続して申請ができますが、(5)は2年連続の申請はできません。

※助成金の決定は審査会にて決定します。また、活動の内容(申請)によって審査会が必要と認められた場合は、上限額の増額決定の場合があります。審査後、応募団体に対して、審査の結果を文書にて通知します。

【助成申請時期(助成率)】

年2回 5月(100%)、10月(50%)

※なお、令和9年度以降助成金は、年度内の1～2月頃申請を受付し、3月上旬に審査の結果を文書にて通知する予定をしています。

【助成事業実施期間】

令和8年4月1日～令和9年3月 31 日

【助成対象経費】

- (1)報償費(講師謝礼・ボランティア謝礼)
 - (2)旅費・交通費、燃料費
 - (3)使用料・賃借料、
 - (4)印刷製本費、(5)備品費、(6)消耗品費、(7)食糧費、(8)通信運搬費、(9)保険料
- ※審査会が特に認めた場合に限り、食糧費(軽食にかかる費用など)も認められます。

【申請先・問い合わせ先】

※申請される場合は、必ず事前に連絡をいただき、担当職員と面談(協議)の上での申請となります。
また、提出された申請書は、チェックリストにて確認させていただき、受理(受付)させていただきます。

社会福祉法人 湖南市社会福祉協議会 地域福祉課

〒520-3234 湖南市中央一丁目 1 番地 社会福祉センター内

電話 0748-72-4102 E-Mail konan-shakyo@rose.ocn.ne.jp

◎助成金の詳細については、令和8年4月の地域代表者会議でお知らせいたします。

◎なお、助成金の財源には毎年多くの市民・企業等からお寄せいただいた社会福祉協議会の会費や赤い羽根共同募金の一部を活用させていただいています。

令和8年度における社会福祉協議会および共同募金運動にかかる助成事業にの変更について（案）

助成元	令和7年度	助成先	助成内容
社会福祉協議会	地域福祉活動助成事業	区・自治会	地域福祉活動のための助成金 (前年度会費額50%相当額)
社会福祉協議会	絆づくり交付金	まち協	地域住民が主体となって行 う、支えあう安心の地域づく りのための交付金
共同募金	地域福祉活動助成事業	区・自治会	地域福祉活動のための助成金 (前年度募金額12.5%相当 額)
共同募金	高齢者支援事業費助成等	区・地域 の団体な ど	訪問活動等への経費または、 独身（単身者）を対象とした つどいの助成金
社会福祉協議会	子ども未来づくり助成金	地域の団 体等	子どもの居場所（たまり場） づくり等の準備経費助成

令和8年度	助成先
	区・自治会
	まち協
仮称「地域つながり活動助成金」	福祉団体
	Vグループ
	事業所

助成元	令和7年度	助成先	助成内容
社会福祉協議会	福祉団体活動への助成	福祉団体	活動助成
共同募金	福祉団体活動への助成	福祉団体	活動助成
社会福祉協議会	ボランティアグループ活動助成金	Vグループ	活動助成
社会福祉協議会	ボランティア保険一部助成金	Vグループ	保険一部助成
共同募金	赤い羽根福祉活動校助成事業	学校	地域福祉活動教育の推進事業 助成

令和8年度	助成内容
福祉団体活動への助成	変更なし
福祉団体活動への助成	変更なし
ボランティアグループ活動助成金	変更なし
ボランティア保険一部助成金	変更なし
赤い羽根福祉活動校助成事業	変更なし